

昭和 3 8 年 8 月

原子力関係防災計画（案）

茨城県原子力事務局

目 次

第 1	原子力災害予防計画	1
1.	原子力災害の防災対策	1
2.	原子力施設地帯の環境整備	2
第 2	原子力災害応急対策計画	2
1.	災害の分類	2
2.	組織	3
3.	災害判定の基準	3
4.	事故発生時における連絡	4
5.	災害対策本部の設置	4
6.	第 1 次措置	5
7.	モニタリング及びサンプリング	6
8.	気象情報の収集	8
9.	広報措置	8
10.	住民の退避	8
11.	医療措置	9
12.	飲食物等に対する措置	10
13.	専門家チーム等との連携	10
14.	汚染の拡大防止措置	10
15.	各種規制の措置の解除	11
16.	損害賠償の請求等に必要な資料の整備措置	11
別 表 1.	事故発生時における連絡系統図	13
2.	退 避 計 画	15
3.	被災地住民登録様式	35

第 1 原子力災害予防計画

1 原子力災害の防災対策

原子力災害を未然に防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 原子力施設の適正配置と安全性確保

県の区域内に原子力施設が設置される場合においては、住民の安全性確保の見地からこれが適正配置に留意するとともに原子力施設が十分なる安全性を考慮して建設され、かつ常時安全に運転がなされるよう国及び施設の責任者に対し、適時適切なる要請を行なうものとする。

(2) 放射能測定調査の実施

原子力施設周辺における放射能レベルを常時は握するため、科学技術庁との緊密な連携のもとに食品及び飲料水を中心とした全放射能の測定ならびに空間線量率の測定を行なうものとし、さらに一部については核種の分析を行なう。

なお、緊急時における迅速測定に対処し得るよう設備、機器を充実する。

(3) 資料の収集及び調査研究

ア 科学技術庁、水戸原子力事務所及び水戸地方气象台等と常に緊密なる連絡を保ち、同庁の行なう原子力施設周辺の放射線監視の結果を常時は握する。

イ 防災上必要な各種資料の収集につとめ、特に、世界各地における原子炉事故の事例研究を行なう。

(4) 原子力施設周辺における放射能測定結果の解析

科学技術庁原子力局が主催する東海村放射線管理連絡会に参加し、原子力施設周辺における放射能測定結果の解析及び観測網の整備検討等を行なう。

(5) 広報及び指導

原子力災害の特殊性に鑑み、住民の社会心理的な混乱と動揺に基づく被害を最少限にとどめるため、平素次に掲げる事項等につき広報活

動を積極的に行なう。

ア 放射線の特徴

イ 原子力施設の概要

ウ 原子力災害の特異性

エ 原子力災害発生時における留意事項

オ その他必要な事項

また、原子力災害対策に従事する県及び市町村の職員に対し、必要な知識を与えるとともに所要の指導訓練を行なう。

(6) 連絡体制の確立

原子力関係機関との連絡体制を確立し、原子力災害防止上必要な事項について常時緊密なる相互の連携を図る。

以上のほか、原子力審議会の意見を十分に聴取して、平常時における放射線監視対策の万全を期する。

2 原子力施設地帯の環境整備

東海村及びその周辺市町村は、わが国の原子力センターとして多数の原子力施設が設置されているのみならず、産業経済的にも近年急速に伸展しつつあるので、この地帯の計画的整備を図り、万々るの場合にも対応できる措置を講ずる。

これが実施に当つては、原子力委員会の基本方針に従つて具体的計画を策定し、実現を図る。

第 2 原子力災害応急対策計画

原子力災害応急対策については、知られない点がきわめて多いので、本計画は暫定的なものとし、科学技術庁原子力局において作成する「防災業務計画」の完成をまつて、これに基づき再検討を行ない、所要の修正を加える。

1 災害の分類

(1) 第 1 種災害

災害（可能性を含む。以下この項において同じ。）が原子炉施設の属する町村内にとどまり、近隣市町村に重大な社会的影響を及ぼすに至らない場合

(2) 第2種災害

ア 災害が原子炉施設の属する町村内にとどまるも、近隣市町村に重大な社会的影響を及ぼす場合

イ 災害が2以上の市町村にわたる場合で近隣県に重大な社会的影響を及ぼすに至らない場合

(3) 第3種災害

ア 災害が県内にとどまるも、近隣都県に重大な社会的影響を及ぼす場合

イ 災害が2以上の都県にわたる場合

(4) 第4種災害

災害が国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼす異常かつ激甚なものである場合

2 組 織

災害規模に対応する対策本部は、次のとおりとする。

(1) 第1種災害

町村長を本部長とする災害対策本部

(2) 第2種災害

知事を本部長とする災害対策本部

(3) 第3種災害

国務大臣を本部長とする非常災害対策本部を県庁内に設置するよう、内閣総理大臣に対し要請する。

(4) 第4種災害

災害緊急事態を布告し、総理府に内閣総理大臣を本部長とする緊急災害対策本部を設置するよう要請する。

3 災害判定の基準

知事は、原子力施設を有する事業所（以下「事業所」という。）の外で、国が定める基準以上の放射能が検出されるような放射性物質の放出があり、又はそのおそれがあると認めたときは、災害が発生したものとみなす。

4 事故発生時における連絡

(1) 警察官への通報

事業所の責任者は、前項の災害が発生するものとみなされる事故が発生した場合、直ちに110番を通じ、次の事項を警察官に通報する。

- ア 事故発生時刻
- イ 事故発生場所
- ウ 事故の原因
- エ 災害の範囲又は程度及び気象状況
- オ その他必要と認める事項

(2) 知事及び町村長への通報

前項により通報をうけた警察官は、その旨を直ちに知事及び事業所の存在する町村長に電話で通報する。

(3) 知事のとりべき連絡

前項により通報をうけた知事は、その旨を直ちに科学技術庁長官及び関係市町村長に対し、電話で連絡する。

(4) その後の連絡方法

事業所の責任者は、1号に定める通報後事故の状況及び現在とりつつある措置、ならびに知事がとるべき措置として要請すべき事項等を逐次知事に連絡する。

(5) 事業所における緊急モニタリング結果の連絡

事業所の責任者は、1号の通報（警察官への通報）を行なったのち、事業所周辺の地域について実施中の緊急モニタリングの結果を、すみやかに知事に連絡する。

5 災害対策本部の設置

(1) 知事は、災害判定の基準に基づき、災害発生判定をしたときは、原

則として第2種災害の発生とみなし、災害対策本部を設置する。

- (2) 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害の規模及び程度が明確になった場合においては、2項（組織）に掲げる区分により、国または市町村への移換の措置を講ずる。

6 第 1 次 措 置

(1) 屋内待機

本部長は、災害発生時において、本格的措置を講ずるまでの間に社会的混乱を防止するとともに無用の被曝を最少限度にとどめるため、必要と認める場合は、被害予想地区（被害予想地区は、広範囲気味に設置し風下地区にとくに注意すること。）の住民に対し、原則として、屋内待機の措置をとるよう市町村長に指示する。

なお、事情止むを得ない場合には、屋内待機に代えて、関係住民の退避措置を講ずる。

(2) 住民に対する広報

対策本部長は、被害予想地区内の住民に対し、直ちにとるべき措置をラジオ、テレビ、広報車等あらゆる手段を通じて指示する。

なお、現地に派遣する広報車には無線移動局（無線車）を同行させ、命令及び指示の接受にあたらせる。

(3) 車輛等の被害予想地区への立入禁止措置

対策本部長は、原則として被害予想地区に向う列車、車輛（自動車を含む。）船舶及び航空機の立ち入りを禁止し、道路を閉鎖するなどの措置をとるよう関係機関に要請し、又は求める。

(4) 協力要請

ア 近隣原子力事業者への協力要請

対策本部長は、近隣原子力事業者に対し、災害と認められる事故発生を伝えるとともに、防災活動に協力し得る体制をすみやかに整えるよう要請する。

イ 水戸原子力事務所長に対する緊急モニタリングの要請

対策本部長は、直ちに科学技術庁水戸原子力事務所長に対し、緊急

モニタリングの実施を要請する。

ウ 専門家への協力要請

対策本部長は、直ちにあらかじめ委嘱する次の専門家の参集を求め、必要な協力を受ける。

㌦ 科学技術庁水戸原子力事務所長

㌦ 水戸地方気象台長

㌦ 近隣原子力施設の保健物理又は放射線管理主管部長もしくは課長

7 モニタリング及びサンプリング

(1) モニタリングステーションの活用

対策本部長は、事業所の責任者に対し、当該事業所が設置している各モニタリングステーションの情報を随時対策本部長に提供するように協力を求める。

(2) 緊急モニタリング等の実施

対策本部長は、災害発生後すみやかに原子力関係機関の協力を得てモニタリング及びサンプリングチームを編成し、緊急モニタリング及びサンプリングを行なう。

モニタリング及びサンプリングの対象、方法、携行機器及び器材等細部については、科学技術庁原子力局が作成する「緊急時対策マニュアル」による。

ア モニタリング計画

㌦ モニタリングチームの編成

県、事業所及びモニタリング実施能力を有する機関等の協力を求めて、モニタリングチームを編成する。

モニタリングチームに班を置き、各班は、モニタリングカー（これと同等の機能を有する自動車を含む。）1台について、班長1名、技術者1名、運転手1名計3名とする。

㌦ モニタリングチームの現地基地

モニタリングチームの基地は、現地に派遣された科学技術庁のモ

モニタリングカーにおき、対策本部長が指名する長が、モニタリング業務を統轄する。

(ウ) モニタリングのコースおよび地点の決定

モニタリングチームの長は、対策本部長の指示する地域について班毎にモニタリングのコースおよび地点を決定する。なお、これが決定にあつては、科学技術庁及び衛生研究所等による平常時におけるモニタリングの地点を十分考慮し、かつ平常値の活用をはかる。

(エ) 連絡の方法

基地には、対策本部との連絡通報にあたらせるため無線移動局（無線車）を同行させ、基地と各班との連絡通報は、携帯用無線機による。

イ サンプリング計画

対策本部長は、モニタリングチームによるモニタリングの結果に基づき、サンプリングを行なうべき範囲、対象及び地点等を決定し、必要なサンプリングを行なう。

(ウ) サンプリングチームの編成

県、事業所及びその他の機関等の協力を求めて、サンプリングチームを編成する。

サンプリングチームには班を置き、班は、サンプリング用自動車1台について班長1名、技術者1名、運転手1名計3名とする。

(ウ) 試料の処理

採取試料の処理、及び計測の実施については、あらかじめ関係機関と協議して定める。

(3) 空中サーベ어의実施

対策本部長は、必要と認めるときは、自衛隊に対し、航空機による空中サーベ어의実施を要請する。

(4) 海洋サーベ어의実施

対策本部長は、必要と認めるときは、海上保安庁に対し、船舶による海洋サーベ어의実施を要請する。

8 気象情報の収集

対策本部長は、災害の原因となる事故の状況に応じ、風向、風速、雨量、安定度、推定による逆転層下面高度、局地流線図、および放出点における放射能雲の主方向等につき、数時間後の予想もあわせて随時情報を収集する。

なお、これが協力を得るため、あらかじめ水戸地方気象台と十分協議しておく。

9 広報措置

対策本部長は、原子力災害の特殊性に鑑み、関係機関との緊密なる連携のもとに随時あらゆる手段を通じて住民への広報の徹底をはかり、不要な動揺と流言飛語の防止につとめる。

市町村長は、対策本部長から受けた指示に基づき、すみやかにあらゆる手段を通じて、関係住民に対し、災害に関する情報を伝達するとともに必要な指示の徹底をはかる。

特に、広報の媒体及び方法については、迅速性、機動性を発揮しうるようまた、十分理解しうるよう最善のものを選ぶとともに、色紙、小旗、夜光塗料及び照明器具等の標識を最大限に活用し指示の徹底を図る。

なお、これが実施にあつては、対策本部長が派遣する広報班との密接な連携のもとに行なう。

10 住民の退避

(1) 退避地区の決定

対策本部長は、第1次対住民措置（屋内待機）を講じた後、入手した情報から判断して必要と認めた場合は、直ちに、その時までに入手した情報を基礎とし、十分な安全率をとつて、退避地区を決定する。

退避地区は、情勢の具体的判明とともに別に国が定める緊急時被曝線量をもとにし、漸次縮小してゆく方針のもとに設定する。

(2) 退避方法

退避は、原則として警察官及び消防団員等の誘導のもとに、あらかじめ作成された退避計画（別表2）において区画された地区を単位として、

所定の退避場所に対して行なう。

退避の順序は、乳幼児、妊産婦、病人等を優先させるものとし、携行品は、ビニール袋等に密封された1人につき1揃いの衣類程度にとどめる。

退避経路、退避場所、退避誘導責任者及び退避に際して留意すべき事項等については、あらかじめ市町村と十分協議しておく。

(3) 退避所責任者の派遣

市町村長は、各退避所に対し直ちにあらかじめ定める職員を派遣し、収容者の掌握物資の給貸与、衛生、火気取締り、経理及び関係方面との連絡に当らせる。

(4) 立入禁止措置

対策本部長は、国が定める立入制限基準を超え、又は超えるおそれがあると認められる危険地区に対し、緊急作業員を除き、立ち入りを禁止する措置を講ずるよう市町村長に指示する。

(5) 退避地区及び立入禁止地区に対する警備措置

対策本部長は、原子力災害の特殊性に鑑み、退避地区及び立入禁止地区の警備の方法及び警備に従事する職員の防護措置等について、あらかじめ治安当局と十分協議しておく。

11 医療措置

第8節第7医療及び助産計画によるもののほか、次により措置する。

対策本部長は、各退避所に対し、直ちに近接保健所の職員を派遣して被曝者の有無を調査させ、被汚染者に対してはすみやかに衣服の交換、皮膚除染剤等による露出部分の洗滌等所要の措置を行なわしめる。

また、対策本部長は、各退避所に、日本赤十字社茨城県支部救護班等を派遣し、被汚染者及びその他必要と認められる者の診断、治療に当らせる。

診断の結果入院加療を要するものがある場合は、救護班等の責任者は、直ちに市町村長にその旨通報する。

対策本部長は、市町村長から退避者に入院加療を要する者がある旨の連絡を受けたときは、直ちに知事が定める病院に対し緊急輸送の措置をとる。

地全体の汚染状況図を作成するとともに、将来の医療及び損害賠償請求等に
必要な資料及び記録を整備しておく。

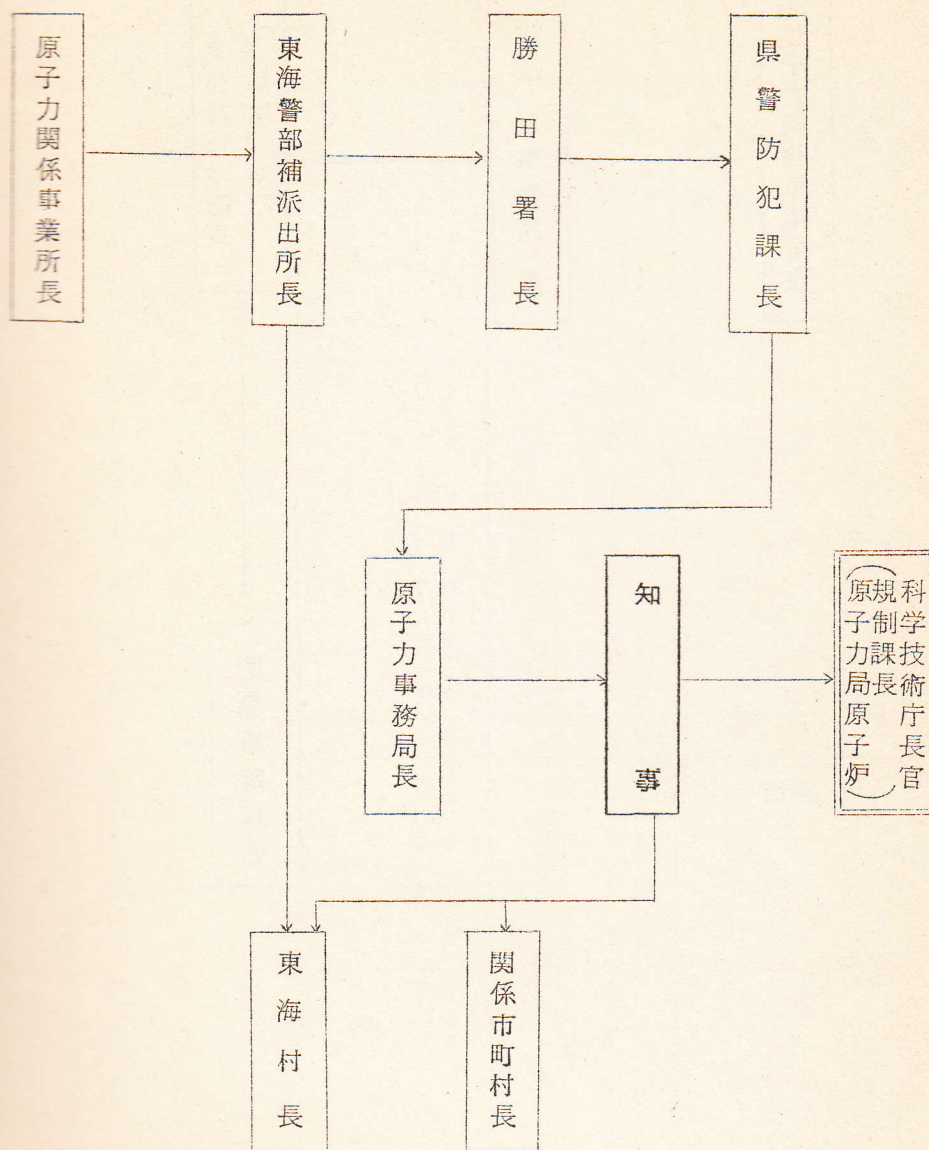
別表 1

第 1 章 (1)

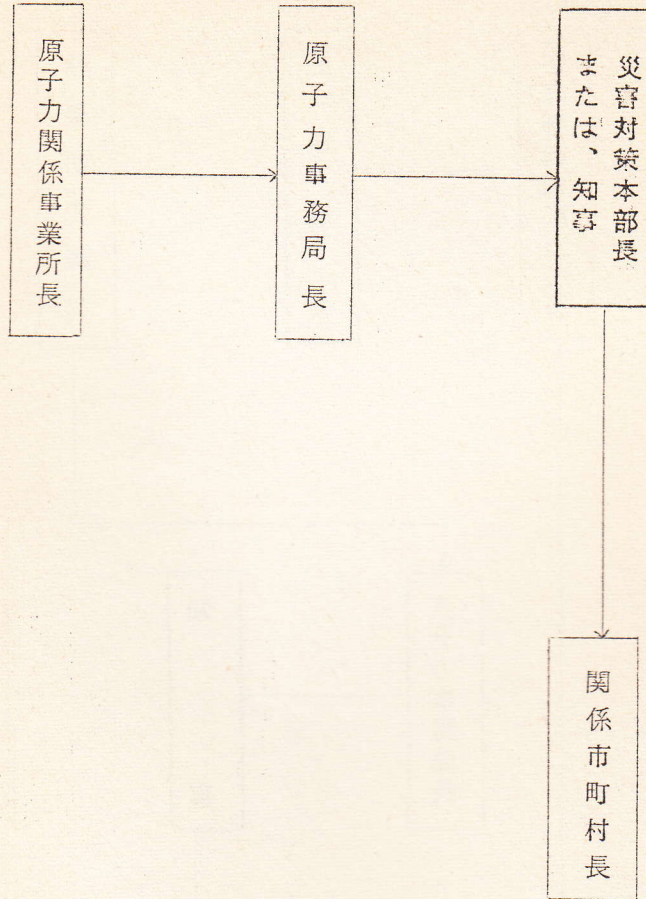
原子力関係事業所長

事故発生時における連絡系統図

第 1 報 (事 故 発 生 の 通 報)



第 1 報 以 後 の 通 報



(1) 尾道市町村（東）
の小学単位の人口

東 道		
大字名	小	字
宿	本	町
	本	町
	南	町
	南	町
	南	町
	新	町
	新	町
	新	町
	西	町
	西	の
計		
美 崎	白	美
	白	美
	白	美
	種	入
	種	内
	荒	谷
	荒	谷
	荒	谷

退 避 計 画

(1) 周辺市町村（東海村，原子力発電の発電炉を中心とした約8軒の範囲）

の小字単位の人口および世帯数

東 海 村

大字名	小 字 名	人 口	世 帯 数	原子力発電発電 炉からの方向
宿	本 町 上	1 1 7	2 0	南 南 西
	本 町 下	5 8	9	
	南 町 上	7 8	1 1	
	南 町 中	1 2 3	1 8	
	南 町 下	1 0 4	1 8	
	新 町 上	1 3 5	2 2	
	新 町 中	1 2 5	1 6	
	新 町 下	1 3 8	2 1	
	西 町 上	7 8	1 4	
	西 町 下	1 1 1	2 1	
	そ の 他	1 4 6	6 5	
	計	1, 2 1 3	2 3 5	
真 崎	白 根 西	8 7	2 2	西 ～ 西 南 西
	白 根 中	5 3	1 1	
	白 根 東	6 6	1 8	
	入	5 8	1 2	
	檜 内 東	4 6	1 7	
	檜 内 西	4 2	1 1	
	荒 谷 東	1 2 7	2 4	
	荒 谷 西	1 0 9	2 6	
	商 栄	9 5	2 5	

大字目	小 字 名	人 口	世 帯 数	原子力発電発電 炉からの方向
真 崎	技 研	2 0	6	西～西南西
	睦	6 2	1 8	
	飯場，宿舎	1 2 2	4 9	
	独身第1.第2	3 3 4	2	
	そ の 他	7 6 1	1 7 3	
	計	1, 9 8 2	4 1 4	
白 方	原 第 1	1 7 5	2 7	西
	原 第 2	8 1	1 4	
	篠 ノ 上	1 3 4	2 3	
	小 奈 良 前	1 0 8	2 0	
	小 奈 良 後	1 3 5	2 3	
	沢 頭 第 1	6 4	1 4	
	沢 頭 第 2	5 2	1 1	
	白 方 農 場	4 9	1 0	
	原 発 寮	3 3	1	
	飯場，宿舎	1 1 0	4 8	
	そ の 他	4 2 2	1 0 0	
	計	1, 4 6 2	2 9 2	
岡 豊 岡	東	1 0 7	1 9	北 西
	西	1 0 9	1 8	
	そ の 他	4 0	8	
	計	2 5 6	4 5	北 北 西
	宿	9 1	2 1	
	表	1 0 4	2 0	
	高 田	1 1 4	1 8	
	塚 畑	1 3 3	2 2	
	そ の 他	3 8	9	
	計	4 8 0	9 0	
川 根	西 上	4 7	9	南 西

電力発電電力
原子力からの方向

西～西南西

西

北西

北北西

南西

大字名	小 字 名	人 口	世 帯 数	電力発電電力 原子力からの方向
川 根	西 下	5 1	1 0	
	東	7 1	1 4	
	中	7 9	1 6	
	計	2 4 8	4 9	
沼 田	東 田 向	9 7	1 9	南～南南西
	西 田 向	1 1 7	2 0	
	森 前	6 1	1 3	
	荒 地 西	6 5	1 3	
	荒 地 東	7 7	1 6	
	鯉 沼	3 4	7	
	下 西 荒 地	2 7	6	
	そ の 他	3 9	8	
	計	5 1 7	1 0 2	
晴 風 荘 押 延	東	3 6 7	9 2	南南西 南西
	中	1 0 6	1 8	
	西 第 1	9 5	1 6	
	西 第 2	7 7	1 3	
	西 第 2	5 3	9	
	そ の 他	3 8	7	
	計	3 6 9	6 3	
須 和 間	東 第 1	1 0 9	1 6	南西
	東 第 2	6 3	9	
	西 前	3 6	5	
	西 後	1 8 4	2 7	
	塙	7 4	1 3	
	前 原	1 4 3	2 1	
	表	9 5	1 4	
	そ の 他	6 4	9	
	計	7 6 8	1 1 4	

大字名	小字名	人口	世帯数	原子力発電所からの方向
船場	東	110	15	西南西
	西	95	13	
	南	94	13	
	船場第1	139	19	
	船場第2	109	15	
	開拓第1	48	7	
	開拓第2	39	6	
	計	634	88	
外1 宿区	上宿上	124	25	北西
	上宿下	93	18	
	中宿上	74	15	
	中宿下	59	12	
	下宿上	73	15	
	下宿下	58	11	
	その他の	246	47	
	計	727	143	
外2 宿区	塙東	104	18	北西
	塙西	82	14	
	坪東	111	19	
	坪西	77	15	
	仲堂	148	25	
	広原	38	6	
	その他の	20	3	
	計	580	100	
内1 宿区	宿	201	33	北西～西北西
	屋敷	55	9	
	新宿1区	85	14	
	新宿2区	43	7	
	農場西	54	9	

電力発電電力
からの方向

西南西

西

北西

北西～西北西

大字名	小字名	人口	世帯数	電力発電電力 からの方向
内1	宿区 農場の西	124	20	
	その他	28	5	
	計	590	97	
内2	宿区 東前組	59	10	北西
	西前組	29	5	
	ミツホ	104	18	
	東	23	4	
	東後	98	17	
	中	75	13	
	西中	45	8	
	その他	4	1	
	計	437	76	
竹瓦	東	96	18	北北西～北西
	東第1	36	6	
	川崎	158	25	
	原坪	103	16	
	その他	14	3	
	計	407	68	
重下	方木内	148	24	北北西
	東台	68	13	
	大道	52	11	
	西台	67	13	
	南部	54	9	
	高内	116	20	
	上ノ内	31	7	
	その他	34	4	
	計	570	101	
舟石川1区	本郷	71	15	西～西北西
	中本郷	46	10	

大字名	小字名	人 口	世 帯 数	原子力発電所 からの電圧
舟石川 1 区	新 田 上	9 4	2 0	
	新 田 下	1 8 4	4 0	
	駈 上 り	8 0	1 7	
	二軒茶屋第1	9 6	2 1	
	二軒茶屋第2	7 4	1 6	
	ムツミ開拓	4 1	9	
	石 橋 組	4 8	1 0	
	そ の 他	1 4 2	3 1	
	計	8 7 6	1 8 9	
舟石川 2 区	駅 前 第 1	1 4 1	2 5	西
	駅 前 第 2	1 0 8	1 9	
	駅 前 第 3	7 8	1 4	
	駅 前 横 組	1 0 1	2 0	
	駅 北 第 1	1 4 4	3 2	
	駅 北 第 2	7 1	1 5	
	駅 北 第 3	8 8	1 6	
	駅 前 西	5 6	1 4	
	駅 前 南	6 7	1 6	
	芝 山 1	8 6	2 4	
	芝 山 2	1 3 3	3 3	
	亀 甲	5 5	1 1	
	東 海 駅	2 7	7	
	そ の 他	1 5 1	3 7	
	計	1, 3 0 6	2 8 3	
荒 谷 団 地	6 - 3	5 4	1 3	西～西南西
	2 - 3	5 2	1 8	
	9 - 4	5 5	1 8	
	1 0 - 5	5 4	1 8	
	1 3 - 6	5 9	2 0	

電力発電電力
からの方向

大字名	小字名	人口	世帯数	原子力発電電力 からの方向
三谷	18-6	52	18	
	20-5	70	24	
	18-A	71	24	
	13-B	64	22	
	滝坂社	90	31	
	計	621	211	
長堀	D-17-6	101	36	西～西南西
	A-8-6	118	42	
	D-3-6	98	36	
	A-7-A	104	36	
	C-9-B	109	40	
	A-3-4	100	36	
	D-12-1	118	42	
	第3独身寮	137	1	
	計	885	269	
原燃	第1	73	26	西南西
	第2	58	21	
	第3	55	21	
	第4	67	23	
	独身寮	58	1	
	計	311	92	

多珂町

～西南西

大字名	小字名	人口	世帯数	原子力発電電力 からの方向
額田	永井	228	45	西
	新地	269	53	
	柄目	257	51	

大字名	小字名	人口	世帯数	原子力発電所からの方向
額田	下宿	1 5 3	3 0	
	本宿	2 1 5	4 1	
	仲ノ町	2 2 3	4 2	
	上ノ町	2 7 6	5 5	
	下ノ町	1 8 5	3 7	
	新道 1	1 8 6	3 7	
	新道 2	1 7 8	3 5	
	古宿	3 2 7	6 5	
	横宿	2 4 5	4 9	
	小堤	2 2 5	4 3	
	坂下 1	1 1 7	2 4	
	坂下 2	1 4 3	2 8	
	高岡 1	9 4	1 8	
	高岡 2	9 3	1 8	
	森戸	1 8 8	3 5	
	畑中	1 8 4	3 5	
	天神	2 1 3	4 3	
	計	3, 9 9 9	7 8 4	
神崎	上四堰上	2 3	4	西北西～西
	更草	4 8	9	
	上四堰西部	2 2	4	
	上四堰東部	6 2	1 1	
	上四堰高儘	7 5	1 3	
	四堰 2 部	5 7	1 0	
	中四堰西部	6 3	1 1	
	中西東	8 6	1 5	
	下四堰	8 7	1 5	
	海後東部	5 5	1 0	
	海後	5 2	1 0	

大字名	小 字 名	人 口	世 帯 数	原子力発電所 からの方向
神 崎	仲 田	9 0	1 7	
	海 後 第 1	1 0 0	1 9	
	塙 東	6 5	1 2	
	久 保 北	4 0	8	
	久 保 東	1 1 0	1 9	
	久 保 西	1 1 8	2 1	
	松 原 宮 内	9 0	1 8	
	松 原 仲 東	4 0	1 0	
	塙 西	5 7	1 1	
	松 原 表	6 5	1 3	
	松 原 仲 西	6 5	1 3	
	入 向 山	5 7	1 1	
	入 向 山 表 組	6 1	1 2	
	表 向 山 東	5 9	1 1	
	表 向 山 仲	4 7	9	
	表 向 山 西	7 2	1 3	
	仲 北 西 原	4 7	9	
	所 之 内	1 3 8	2 8	
	笠 松 第 5	1 3	3	
	笠 松 第 4	4 5	8	
	笠 松 第 3	5 7	1 1	
	笠 松 第 2	5 1	1 0	
	笠 松 第 1	4 1	8	
	隣 友	1 4 6	2 6	
	道 高	7 7	1 5	
	仲 組 南 郷	1 3 9	2 5	
	仲 北 台 組	4 7	9	
	仲 北 富 之 内	4 7	9	
	坊 之 内 西 北	7 2	1 4	

町 名	部 落 名	人 口	世 帯 数	電力発生方向 電力発生所からの方向
落 合	西 部 落	7 6	1 5	北 西
	中 〃	6 6	1 3	
	東 〃	8 1	1 6	
	計	2 2 3	4 4	
堅 磐	第 1.第 2 部落	7 6	1 5	北 西
	第 3.第 4 〃	9 1	1 8	
	計	1 6 7	3 3	
上 木 土 内	西部第 1 部落	8 1	1 6	北 北 西
	西部第 2 〃	1 5	3	
	西部第 3 〃	1 5	3	
	東部第 1 〃	5 6	1 1	
	東部第 2 〃	4 0	8	
	計	2 0 7	4 1	
小 目	高 井	1 4 3	2 6	北 北 西
	上 宿	1 5 9	2 9	
	平 宿	2 2 0	4 0	
	川 中 子	3 4 1	6 2	
	豆 飼	2 5 3	4 6	
	新 沼	3 1 9	5 8	
	計	1, 4 3 5	2 6 1	
大 森	山 根 西	9 3	1 7	北 ~ 北 北 西
	水 門	1 2 6	2 3	
	丹 奈 前	8 8	1 6	
	丹 奈 後	8 8	1 6	
	元 内	9 9	1 8	
	山 根 中	6 6	1 2	
	大 森 上	3 8	7	
	山 根 東	8 2	1 5	
	計	6 8 0	1 2 4	

町 名	部 落 名
真 弓	仲 共
	風 井
	箕 西
	朝 榮
龜 作	南 北
	五 所
	東 日
	柳 北
下 河 合	仲 仲
	田 田
	神 西
	東 東

町 名	部 落 名	人 口	世 帯 数	原子力発電所からの方向
真 弓	仲 城	1 5 9	2 9	北 北 西
	共 栄	1 1 5	2 1	
	風 張	9 9	1 8	
	弁 天	8 8	1 6	
	箕 輪	3 8	7	
	西 真 弓	2 2 0	4 0	
	期 成	1 6 5	3 0	
	栄 坪 南	9 3	1 7	
	栄 坪 北	8 8	1 6	
	計	1,0 6 5	1 9 4	
亀 作	南 部	1 5 4	2 8	北 北 西
	北 部	1 5 4	2 8	
	五 所 ノ 宮	4 9	9	
	東 日 向	6 0	1 1	
	日 向	1 3 7	2 5	
	柳 沢	8 2	1 5	
	北 ノ 内	4 4	8	
	仲 道	6 6	1 2	
	仲 角	6 6	1 2	
	田 崎 北	8 8	1 6	
	田 崎 南	1 1 5	2 1	
	計	1,0 1 5	1 8 5	
下 河 合	神 ノ 内	1 3 7	2 8	西 北 西
	西 仲	1 4 7	3 0	
	東 仲	1 5 1	3 1	
	西 釜 田	8 8	1 9	
	東 釜 田	7 8	1 6	
	計	6 0 1	1 2 4	

勝 田 市

大字名	小 字 名	人 口	世 帯 数	原 子 力 発 電 機 電 力 方 向
佐 和	上 班	1 9 9	5 2	西 南 西 ～ 南 西
	中 班	1 6 9	4 4	
	下 班	2 1 1	5 5	
	上ノ坪班	5 0	1 3	
	上 稲 田	1 7 6	4 6	
	孫 目	5 4	1 4	
	下 高 場	4 2 8	1 1 2	
	計	1, 2 8 7	3 3 6	
稲 田	西 班	3 4 0	5 6	南 西
	中 班	3 2 2	5 3	
	東 班	3 9 4	6 5	
	計	1, 0 5 6	1 7 4	
高 場	下 高 場	3 7 5	6 5	南 西
	上 高 場	1, 4 5 4	2 5 2	
	計	1, 8 2 9	3 1 7	
高 野	原 班	4 2 0	8 0	南 西
	小 貫 山 班	1, 1 5 5	2 2 0	
	宿 班	4 0 4	7 7	
	計	1, 9 7 9	3 7 7	
足 崎	1 区	1 4 0	2 6	南 南 西
	2 “	1 4 2	2 6	
	3 “	8 1	1 5	
	4 “	5 4	1 0	
	5 “	8 7	1 6	
	6 “	9 2	1 7	
	7 “	8 1	1 5	
	8 “	4 6 1	8 5	

大字名	小
足 崎	9 1
馬 渡	下 本 中 上
長 砂	1 2 3 4 5 6 7 8 9

日

町 名	小
金 沢	
大 沼	
森 山	
水 木	
大 和 田	
茂 宮	

大字名	小字名	人口	世帯数	原子力発電 炉からの方向
足 崎	9 区	5 4	1 0	
	1 0 〃	6 5	1 2	
	計	1, 2 5 7	2 3 2	
馬 渡	下 宿	4 7 2	7 7	南 南 西
	本 郷	3 9 2	6 4	
	中 宿	5 4 6	8 9	
	上 宿	4 2 2	6 9	
	計	1, 8 3 2	2 9 9	
長 砂	1 区	1 5 1	2 6	南 南 西
	2 〃	1 2 7	2 2	
	3 〃	1 1 8	2 0	
	4 〃	9 8	1 7	
	5 〃	1 0 4	1 8	
	6 〃	1 2 7	2 2	
	7 〃	1 1 4	2 0	
	8 〃	1 9 7	3 4	
	9 〃	7 5	1 3	
	計	1, 1 1 1	1 9 2	

日 立 市

町 名	小字名	人口	世帯数	原子力発電 炉からの方向
金 沢		4, 7 4 2	1, 0 8 8	北 北 東 ~ 北
大 沼		4, 5 1 6	1, 0 2 5	〃
森 山		9 4 1	1 8 0	北
水 木		5, 4 0 5	1, 2 8 7	北 北 東 ~ 北
大 和 田		1, 1 3 1	2 2 7	北 北 西
茂 宮		5 6 1	1 0 6	北 ~ 北 北 西

町 名	小 字 名	人 口	世 帯 数	原子力発電発電炉からの方向
石名坂		7 5 5	1 5 1	北
南高野		6 8 0	1 2 8	北
神 田		5 0 9	9 2	北 西
留		8 7 4	1 8 4	北～北北西
下 土	内 慈	4 7 3	8 9	北 西
木 久		1 2, 7 4 2	2, 7 4 0	北～北北東

(2) 退避場所と収容能力

○ 退避場所は学校施設を対象とする。

○ 収容能力の算定

ア 利用可能坪数

体育館，講堂は延坪の 1 0 0 %

教場その他は延坪の 4 0 %

イ 坪当り収容人員 3 名

東 海 村

学 校 名	所 在 地	収 容 能 力	講堂体育館の有無	原電，発電炉からの方向と距離
石 神 (小)	外宿 2 区塙	9 0 0	○	西 7 軒
照 沼 (小)	照 沼	6 5 0		南南西 3.5 "
須和間 (小)	須 和 間	2 4 0		西南西 4.0 "
東 海 (中)	舟石川 2 区	1, 8 0 0	○	西 3.0 "
白 方 (小)	白 方	6 5 0		西 1.9 "
(近距離のため退避場所の対象からは) づした。				

那

学 校
額 田
額 田
本米崎
神 崎
横 堀
木 崎
芳 野
芳 野
那珂第 1
五 台
戸 多
戸 多

常 陸

学 校
世 矢
幸 久
佐 竹

那 珂 町

学 校 名	所 在 地	収 容 能 力	講堂体育館の有無	原電，発電炉からの方向と距離
額 田 (中)	額 田 北 郷	4 0 0		西 北 西 8.5 軒
額 田 (小)	額 田	6 5 0		西 北 西 8.5 〃
本 米 崎 (小)	本 米 崎	4 0 0		西 北 西 5.5 〃
神 崎 (中)	横 堀	5 0 0		西 北 西 6.8 〃
横 堀 (小)	横 堀	5 5 0		西 8.0 〃
木 崎 (小)	門 部	7 0 0		西 北 西 1 0.8 〃
芳 野 (小)	飯 田	7 0 0		西 北 西 1 1.0 〃
芳 野 (中)	飯 田	5 5 0		西 1 3.0 〃
那珂第1 (中)	菅 谷	1, 4 0 0		西 南 西 1 0.8 〃
五 台 (小)	東 木 倉	7 5 0		西 南 西 1 2.8 〃
戸 多 (小)	田 崎	5 5 0		西 1 6.0 〃
戸 多 (中)	戸 多	4 5 0		西 1 6.0 〃

常 陸 太 田 市

学 校 名	所 在 地	収 容 能 力	講堂体育館の有無	原電，発電炉からの方向と距離
世 矢 (小)	亀 作 町	8 0 0		北 北 西 8.5 軒
幸 久 (小)	上 河 合 町	8 5 0		北 西 1 0.0 〃
佐 竹 (小)	稲 木 町	8 5 0		北 西 5.5 〃

被災地住民登録様式

1ページ

2ページ

第 号	
ふりがな	男 明 年 月 日生 女 大 昭 年 令 満 歳
氏 名	
職 業	
居 住 地	
本 籍 地	
事故発生 時の場所	市 郡 町 大字 字 番 地 屋内 (木造, コンクリート, 石造) 屋外 事故現場から の距離 (Km) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0 0分~10分 10分~20分 20分~30分 30分~1時間 事故発生直 後の行動 1時間 ~1時間30分 1時間30分 ~2時間 2時間 2時間30分 ~3時間 屋内 屋外 屋内 屋外 屋内 屋外 汚染の程度 衣 服 A・B (携行, 支給) 身 体 A・B・C・D 医療措置 A・B・C・D・E 被害当時の 急性病状

昭和 年 月 日
市 町 村 名

3ページ

4ページ

退避所名	
退避期間	

この登録票について

1. この登録票は、将来の医療措置や損害補償の際に参考とするものですから、なくさないように大切に保管して下さい。

昭和 年 月 日
市 町 村 名

疫 の 行 動		汚染の程度				被害当時の 急性病状
～1時間30分	～ 2時間	～2時間30分	～ 3時間			
屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	
衣 服 A ・ B （ 携 行 ， 支 給 ）						
身 体 A ・ B ・ C ・ D						
医療措置 A ・ B ・ C ・ D ・ E						

退避所名	
退避期間	
備 考	
発 行 日	
発 行 者	〇〇市町村長 氏 名 ☐

この登録票について

1. この登録票は、将来の医療措置や損害補償の際に参考とするものですから、なくさないように大切に保存して下さい。
2. 住所や氏名が変わったときは、すぐその旨を届け出て下さい。
3. この登録票をなくしたり、使用できないようになしたりしたときは、再交付を申し出て下さい。
4. この登録票は、他人に譲つたり、貸したりしてはいけません。

（記載上の注意）

衣服の欄 A：更衣せず B：更衣
身体 の欄 A：無処置 B：水により洗滌 C：洗剤により洗滌 D：特殊洗剤により洗滌
医療措置の欄 A：要せず B：薬品投与 C：一般検査 D：精密検査 E：治療

（B列7番）